

下北山村事業継続支援金 申請要項

1 趣旨

令和 5 年 1 2 月に国道 1 6 9 号線上池原地区で発生した崩土の影響により、村内の幅広い業種の事業者の経営状況は一段と厳しさを増しています。

この状況をふまえて、地域経済の衰退を防ぐためにも、厳しい状況にある村内の中小法人・個人事業者等の事業継続・事業回復を支援するため、支援金を支給します。

2 申請要件

支給対象事業者は、下記の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日時点で下北山村内に事業所を有する中小法人等・個人事業者等

※「下北山村内に事業所を有する」とは、

法人の場合は、本社、支社等の事務所、営業所、工場、店舗が下北山村内にあることを、個人の場合は、住民基本台帳に記載されている住所が下北山村内にあることをいいます。

※申請については、1 申請者につき 1 回を限度とします。

- (2) 各事業を営むにあたり必要な許可等をすべて取得したうえで、令和 5 年 4 月 1 日以前から開業しており、営業の実態があること

- (3) 2024 年 4～5 月の売上総額が、2023 年 4～5 月の売上総額と比べて、30%以上減少かつ個人事業者は 10 万円以上、法人は 20 万円以上減少していること。

ただし、個人事業者等で白色申告の事業者など確定申告書において、2023 年の月間事業収入が確認できない場合は、2024 年 4 月～5 月の売上総額が、「2023 年の確定申告書の年間事業収入（売上）÷ 1 2（※小数点以下切り捨て）× 2 か月」と比べて、30%以上かつ 10 万円以上の減少があること。

- (4) 支援金支給後も事業を継続する意思があること。

- (5) 村税等を滞納していないこと

- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、奈良県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

3 支給額

中小法人等 20 万円、個人事業者等 10 万円

4 受付期間

令和 6 年 7 月 1 日から同年 9 月 3 0 日まで

※郵送の場合は、令和 6 年 9 月 3 0 日の消印有効です。

5 申請書提出先

下北山村役場 地域振興課

〒 6 3 9 - 3 8 0 3 下北山村寺垣内 9 8 3

お問合せ先 TEL 0 7 4 6 8 - 6 - 0 0 0 1

6 申請から支給までの流れ等

① 申請書類等の作成・準備

本要項を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

② 申請書類等の提出

申請に必要な書類全てを郵送もしくは持参にて役場提出してください。

※申請書類等の返却はいたしません。

③ 審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。また、必要があれば申請書類等に関して説明を求めることがあります。

④ 支給・不支給の決定

支援金の支給・不支給を決定し、書面にて通知します。

⑤ 支給について

支給決定を通知した方に対し、順次支援金を振り込みます。

注意事項（必ずお読みください）

- （１） 支援金の支給決定後、虚偽又は支給要件に該当しない事実等が判明した場合は、支援金の支給決定を取り消します。支援金を振込済みの場合、申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- （２） 支援金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- （３） 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、下北山村の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の支給を

- 受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。
- (4) 支援金の虚偽申請や不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、直ちに申請者名等を警察へ通報します。

提出物チェックシート

1	◆下北山村事業継続支援金交付申請書兼請求書【第1号様式】	☐
2	◆支給申請額計算書【第1号様式（別紙）】	☐
3	◆ <u>2024年4月～5月の売上がわかる</u> 売上台帳等の写し ※売上台帳等には、年月や売上額の合計額とその内訳を明確に記載してください。 ＜売上台帳等として認められる書類の例＞ ・経理ソフトから抽出した売上データ ・エクセル等で作成した売上データ等 ※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。	☐
4	◆ <u>2023年4月～5月の売上がわかる</u> 売上台帳、決算書類もしくは確定申告書類等の写し	☐